

第二百十三回国会 衆議院 決算行政監視委員会第一分科会議録

(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府) (本府、警察庁、金融庁、消費者庁)、デジタル庁及び復興庁所管並びに他の分科会所管以外の国の会計

第一号

本分科会は令和六年四月十五日(月曜日)委員会において、設置することに決した。

五月十日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

- 小林 史明君 中谷 真一君
中西 健治君 西村 康稔君
森 英介君 青柳陽一郎君
櫻井 周君 浦野 靖人君
庄子 賢一君 柳瀬 万里君

令和六年五月十三日(月曜日)

午前九時開議

出席分科員

- 中西 健治君 小林 史明君
大岡 敏孝君 中川 貴元君
坂井 学君 中根 一幸君
中谷 真一君 吉田 真次君
森 英介君 青柳陽一郎君
鷺尾英一郎君 櫻井 周君
大島 敦君 山井 和則君
階 猛君 浦野 靖人君
阿部 司君 金村 龍那君
漆間 讓司君 柳瀬 万里君
庄子 賢一君

- 国務大臣 (原子力防災担当) 伊藤信太郎君
国務大臣 (内閣官房長官) 林 芳正君
国務大臣 (デジタル大臣) 河野 太郎君

- 国務大臣 (復興大臣) 土屋 品子君
国務大臣 (国家公安委員会委員長) 松村 祥史君
国務大臣 (防災担当)
(こども政策) 少子化対策 加藤 鮎子君
若者活躍 男女共同参画 担当)
国務大臣 (新しい資本主義担当) 新藤 義孝君
(経済財政政策担当)
(消費政策) 自見はなこ君
(消費政策) 及び食品安全担当)
(地方創生担当)
(国際博覧会担当)
内閣府副大臣 井林 辰憲君
文部科学副大臣 今枝宗一郎君
内閣府大臣政務官 平沼正二郎君
衆議院事務総長 岡田 憲治君
裁判官弾劾裁判所事務局長 鈴木 千明君
裁判官訴追委員会事務局長 中村 実君
国立国会図書館長 倉田 敬子君
会計検査院長 田中 弥生君
会計検査院事務総局第一局長 豊岡 利昌君
会計検査院事務総局第二局長 佐々木規人君
会計検査院事務総局第五局長 長岡 尚志君
最高裁判所事務総長 片桐 聡君
政府参考人 堀田 眞哉君
(内閣官房) 政府参考人 江浪 武志君
(内閣官房) 政府参考人 長崎 敏志君

- 政府参考人 福島 秀生君
(内閣官房) 政府参考人 井上 学君
(内閣官房) 政府参考人 坂本 里和君
(内閣官房) 政府参考人 高橋 謙司君
(内閣官房) 政府参考人 黒田武一郎君
(公正取引委員会) 政府参考人 向井 康二君
(個人情報保護委員会) 政府参考人 松元 照仁君
(子ども家庭庁) 政府参考人 嶋田 俊之君
(子ども家庭庁) 政府参考人 小宮 義之君
(子ども家庭庁) 政府参考人 藤原 朋子君
(子ども家庭庁) 政府参考人 吉住 啓作君
(子ども家庭庁) 政府参考人 村上 敬亮君
(デジタル庁) 政府参考人 山越 伸子君
(総務省) 政府参考人 三橋 一彦君
(総務省) 政府参考人 豊嶋 基暢君
(総務省) 政府参考人 山崎 良志君
(総務省) 政府参考人 木村 公彦君

- 政府参考人 松井 信憲君
(法務省) 政府参考人 伊藤 学司君
(文部科学省) 政府参考人 梶山 正司君
(文部科学省) 政府参考人 山下 恭徳君
(文部科学省) 政府参考人 小林万里子君
(厚生労働省) 政府参考人 日原 知己君
(経済産業省) 政府参考人 茂木 正君
(経済産業省) 政府参考人 吾郷 進平君
(経済産業省) 政府参考人 井上誠一郎君
(中小企業庁) 政府参考人 山本 和徳君
(国土交通省) 政府参考人 松原 英憲君
(国土交通省) 政府参考人 佐々木俊一君
(国土交通省) 政府参考人 岸川 仁和君
(国土交通省) 政府参考人 平嶋 隆司君
(環境省) 政府参考人 角倉 一郎君

円余であります。

続きまして、令和三年度の歳出予算現額は百五十三億五千七百六十四万円余でありまして、これを支出済歳出額百二十四億八千八百七十七万円余に比較いたしますと、二十八億六千九百五十七万円余の差額を生じます。

この差額のうち翌年度へ繰り越した額は十五億四千万円であり、不用額は十三億二千九百五十七万円余であります。

続きまして、令和四年年度の歳出予算現額は百六十六億一千七百九十七万円余でありまして、これを支出済歳出額百二十二億一千五百四十四万円余に比較いたしますと、四十四億二千九百三十三万円余の差額を生じます。

この差額のうち翌年度へ繰り越した額は三十三億三千九百二十六万円余であり、不用額は十億六千三百六十七万円余であります。

以上をもちまして、令和二年度から四年度における消費者庁歳出決算の概要説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○中西主査 次に、会計検査院の検査概要説明を聴取いたします。会計検査院佐々木第一局長。

○佐々木会計検査院当局者 まず、令和二年度消費者庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

最後に、令和四年度消費者庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

以上をもつて説明を終わります。

○中西主査 以上をもちまして内閣府所管中消費者庁についての説明は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、その申出がありませんので、内閣府所管中消費者庁については終了いたしました。

それでは、御退席くださって結構です。

○中西主査 これよりデジタル庁所管について審査を行います。

まず、概要説明を聴取いたします。河野デジタル大臣。

○河野国務大臣 お疲れさまです。

令和三年度デジタル庁主管一般会計歳入決算及びデジタル庁所管一般会計歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入決算について申し上げます。歳入予算額は四十二万円余に對しまして、収納済歳入額は七百九十九万円余であり、六百七十七万円余の増加となっております。

次に、一般会計歳出決算について申し上げます。歳出予算現額は一千五百五十七億九千五百九十七万円余に對しまして、支出済歳出額は六百四十七億七千七百八十三万円余、翌年度繰越額は四百三十八億二千六百八十二万円余、不用額は七十一億九千三百三十二万円余となっております。

引き続きまして、令和四年度デジタル庁主管一般会計歳入決算及びデジタル庁所管一般会計歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入決算について申し上げます。歳入予算額は二百九十一万円余に對しまして、収納済歳入額は二千五百四十万円余であり、二千二百四十八万円余の増加となっております。

次に、一般会計歳出決算について申し上げます。歳出予算現額は二百十九億二千八百八十四万円余に對しまして、支出済歳出額は一千二百九十四億四千五百四十一万円余、翌年度繰越額は七百五十四億四千八百七十七万円余、不用額は七十億四千二百五十五万円余となっております。

以上をもちまして、令和三年度及び令和四年度の決算の概要説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中西主査 次に、会計検査院の検査概要説明を聴取いたします。会計検査院豊岡審議官。

○豊岡会計検査院当局者 まず、令和三年度デジタル庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

次に、令和四年度デジタル庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

○中西主査 この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしております決算概要説明等のうち、ただいま説明を聴取した部分を除き、詳細な説明は、これを省略し、本日の会議録に掲載いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中西主査 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔決算概要説明等は本号末尾に掲載〕

○中西主査 以上をもちましてデジタル庁所管についての説明は終わりました。

○中西主査 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、これを許します。大島敦君。

○大島分科員 どうもこんにちは。多くの方、役所の方、お願い申し上げます。よろしくお願いをいたします。

一九八七年、海外駐在から本社の輸出部に帰ってきたときに、一人一台マッキントッシュが置いてありまして、そのときが初めてですね、パーソナルコンピュータと知り合ったのは、インターネットはなかったもので、モデムを使つてのパソコン通信の時代で、今でもPXXで始まる二フティサーブのアドレスを持っています。

一九九四年、管理職になったばかりで、製鉄所

の私の係で一人一台マッキントッシュを配付したところ、優秀な若手社員がアップルトークでマツクをつないで、私たちのチームは、チャットで会話しながら、エクセルのマクロを使つて業務改善提案をしております。今振り返ると、エンドユーザーコンピューティングの最先端のチームでした。

当時、ハワード・ラインゴールドが書いた「思考のための道具」という本を読んでおりまして、考えるための道具がコンピューターであり、私たちはコンピューターの道具ではないと強く意識しました。考えるための道具がコンピューターであり、私たちはコンピューターの道具ではない。

マイナパーカードを持っているかということですが、五年前、地元の公民館祭りで、市役所の皆さんがマイナパーカードの受付をしていて、ちょうど誰も申し込んでいなかったもので、その場で写真を撮つていただき、所定の用紙に記入して提出しました。後日、市役所の窓口で丁寧に説明を受けながら暗証番号などを設定して、交付となりました。二十分から三十分間ほど時間を要したことを覚えております。昨年十二月、市役所から、五年たったので更新手続の通知が来しました。これまで、五年間でマイナパーカードを利用したことは一度もありません。

昨年、クリニックの方々とお話しする機会があり、マイナ保険証の利用状況について伺うと、患者さんの半分以上の方が利用しているクリニックは一つで、医師が利用を促すと患者さんは率直にに応じてくださると聞きました。もう一人の医師の方からは、勧めなくても二、三割で、他は一日数名の利用だそうです。

また、マイナ保険証を使用しているクリニックでの受付は、カードリーダーで保険証を読み込んだ後に顔認証で本人確認することが基本ですが、顔認証に代えて暗証番号を入力する方もいらつしやいます。

幾つかの市役所に聞いてみると、これは昨年のマイナ保険証のポイントの最終局面だと思つて

すけれども、マイナ保険証でのひもづけミスは、市役所に聞いてみると、ありません。ありませんでしたが、マイナポイントを取得するために、期間中は窓口にも多くの方が集まり、長椅子を出したり、長時間待たされたりして怒られたりと大変だったと切に訴えられました。私は市役所の方に写真を撮っていただきましたが、市役所の職員の方からは、持ち込まれた写真は修正があったりと質は様々で、本人確認がしっかりとできるのかと不安だとも伺いました。

それで、マイナ保険証を普及するために投入された予算額についてまず御説明していただけたらと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、マイナバー制度のシステムの構築やカード発行に要した経費について、私の方からお答えを申し上げます。

マイナバー制度の関連費用につきましては、関係府省におけるマイナバー法が成立した平成二十五年から令和四年度の決算、令和五年度の決算見込み及び令和六年度の予算、十二年間累計の数字で、制度の導入、運用に係るシステム整備について約四千六百億円、情報提供ネットワークシステム、マイナポータル、個人情報保護委員会システムの維持、運用などについて約千二百億円、マイナバーカードの交付などに関する経費について約五千九百億円、十二年間で以上合計約一兆一千七百億円となっております。

○大島分科員 確認します。今のは、マイナ保険証を導入するためのポイント、トータル額が、予算規模が二兆円に対して一兆四千億円の支出だった、そういう理解でよろしいでしょうか。

○山越政府参考人 お答えいたします。

マイナポイント全体の第一弾、第二弾の予算額の総額が二兆一千百十三億円、執行額で一兆三千七百七十九億円となります。その一部が、マイナ保険証の登録に関わる部分でございます。

○大島分科員 予算額がほぼ二兆円で、一兆四千億円が、ほぼ、多分、マイナ保険証の普及のため

に導入されたコストであると理解をいたします。引き続き、マイナバーカードを国民全体が持つことは義務ではないと聞いております。マイナ保険証が国民全てに普及することは制度上難しいかなと思っております。そのことについて伺いたいと思います。

まずは、マイナバーカードを持つことが義務であるかについて教えていただけたらと助かります。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

マイナバーカードは、本人の申請に基づいて交付するものであり、その取得が義務づけられていないものではございません。

○大島分科員 そうすると、二〇二四年十二月二日までと期限を区切って、従来の保険証を全てマイナ保険証化することは不可能な決定だと思いませんか。

○日原政府参考人 お答えを申し上げます。

マイナ保険証でございますけれども、これは、患者御本人の健康医療情報に基づくよりよい医療を受けることができることなど、様々なメリットがございます。今後の医療DXのパスポートとなるものでございまして、一人でも多くの国民の皆様がマイナ保険証を利用していただきたいと考えてございまして、利用促進に取り組んでございまして、利用促進に取り組んでございまして、あくまで御本人の意向によるものでござい

○大島分科員 デジタル化については、国の生い立ちが強く反映されると思います。二〇二〇年一月に北京を訪問した際に、スーパーマーケットの決済は顔認証でした、試験的ですが、レジで何も持たずに、顔をカメラに向けていただけで済んでいました。中国は、闊社会撲滅のために紙幣の流通を抑えてキャッシュレス決済を進め、さらに、デジタル通貨で個々のマネーの流れを政府が捕捉できる政策を進めていると考えています。

新型コロナウイルス感染症流行時にデジタルで

の対応が素早かったイスラエル、台湾、韓国、シンガポールなどの国々は、徴兵制が導入されています。二〇二三年九月に台湾を訪問して、国防研究所の所長、あるいは経済団体の代表や国政選挙の若手候補者と意見交換を行いました。蔡英文政権は、徴兵期間四か月を、二〇二四年、今年から十二か月に延ばします。個人情報扱い、また、国が持っている有事への対応能力も我が国とは異なります。

我が国はデジタル化が遅れていると指摘されていますが、有事をどのように想定するかによって、国として持つべきデジタル能力に差が出ますので、一概に他国との比較は難しいと考えます。

したがって、我が国のデジタル化を進めるのであれば、例えば、これまで三十年間、人口は一億二千五百万人でしたが、二十年后には一億人になってしまいますので、人口減に、デジタル化によって行政をどのように合理化してどう備えるのか、また、どのように安全保障環境が変化しているか、また、どのよう

に安全環境が変化しているか、また、どのよう

で、政府のデータシステムや自治体の基幹業務システムをガバメントクラウド、政府の統一データセンターに移行しようとしています。しかし、データセンターの起用を入札で選んだところ、グーグル、アマゾンなど海外企業が受注したのを見た。情報が置かれるデータセンターは国内立地を条件にしていますが、有事の際には外国政府が当該企業に圧力をかけ、我が国の情報が漏れてしまっておそれが指摘されています。その後、データ事業を行う日本企業が条件付で起用されておりません。

私たちが政治に携わる者が考えなければならぬことは、何を国がやらなければならないのか、何を民間の競争に委ねるかという線引きです。私は、日本のデータセンターのセキュリティレベルが一定の水準に達していないから外国企業に委託するのはなく、なぜ我が国の世界標準のデータセンターを構築できなかったのかを検証した上で、我が国が主導して世界で一番安全なデータセンターを構築してから、そこに国民の個人情報情報を預けることが、多少時間はかかりますが、近道だと考えています。

これまで、離れている二か所のデータセンターで同じ情報を持つことで、一つが壊れても、もう一つでバックアップしているのが安全だと考えられていました。研究段階ですが、一つのデータを乱数を用いて三つに分けて、それぞれ三つのデータセンターに置いて、どれか二つのデータセンターからの情報を合わせることで元どおりに復元できるとすれば、仮に一か所のデータセンターのサーバーが攻撃を受けて情報が流出しても、二つの情報を合わせないと復元できないという技術があるかと思うんですけれども、その点について総務省の御答弁をお願いします。

○豊嶋政府参考人 今委員から御指摘のあったものについては、量子セキュアクラウドと呼ばれるものかと存じます。

この量子セキュアクラウドにつきましては、量子の性質により盗聴を確実に検知できる量子暗号

技術と、ただいま委員から御指摘ありましたとおり、複数拠点にデータを安全に分散保管できる、これは秘密分散技術と呼んでいますが、これを組み合わせることで、クラウド上での重要データを安全に分散保管を可能とさせていただきます。

現在、この量子セキュアクラウドにつきましては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにおきまして、将来の量子、古典計算機との接続を視野に入れた研究開発を推進しております。また、情報通信研究機構のテストベッド等を活用しまして、例えば、金融あるいは医療等の分野におけるユースケースの具体化に向けた実証を行っているところでございます。

この研究につきましては、二〇二七年度を研究終了目標としておりまして、この研究を進めるとともに、二〇二七年度以降、関係府省とも連携をしながら、社会実装に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

○大島分科員 一つのデータを乱数を用いて三つに分けて、それぞれのサーバーに持たせて、一つがクラッシュしたとしても、あるいは一つについてサーバー攻撃を受けたとしても、二つから突合すれば元のデータが完成するという考え方は前からあった考え方ですけれども、日本が実用化に向かって進んでいるのであればしっかりと応援したいと思っております。

それで、こういうクラウドを、そのような考え方であれば、もう一つ安いデータセンター、海外にも移しても構わないと私は思うんですけれども、海外に仮にデータセンターを一か所か二か所移した場合は、そのときの安全レベルについて聞かせていただければ幸いです。更問いなんですけれども、答えられれば教えてください。

○豊嶋政府参考人 ただいま委員から御質問あった件でございます量子セキュアクラウドにつきましては、先ほど申し上げたとおり、秘密分散技術によつて、まさに委員が御指摘あったように、データを三つに分散するというのですが、海外に拠点を移すという御質問の点については、この

量子セキュアクラウドにつきましては、同時に、量子暗号技術との組合せになっております。

一方で、この量子暗号技術につきましては、当然のことながら通信技術につきましまして、例えば、この量子暗号通信技術につきましまして、例えば海外で行う場合については、より長距離の通信を実現するというのが多分前提になるかと存じておりますが、現在、この量子暗号通信技術につきましては、おおよそ大体百キロ程度の伝送距離を持つている状態でございますので、より長距離の通信を可能にするという技術開発の研究も同時並行に進める必要があるかなというふう存じております。

○大島分科員 先行して答弁いただいて、ありがとうございます。

一つには、このサーバーの技術を、二〇二七年までに一通りの研究が終わって実証化になる。もう一つは量子暗号での通信技術だと思っていて、この技術も何年前に一回、国会で取り上げさせていたいただいて、非常にいい技術だと思っております。当時は、NICTに何ったときに、スマホ間で量子暗号キーを持たせながら、完全秘匿の会話のデモを見せていただいたりもして、ですから、やはり、この二つの技術を組み合わせると、日本が世界に先行しながら、完全に秘匿できるデータセンター、あるいは通信手順を持てる国になるかなと思っております。このような技術こそが必要だと私は思っています。

それで、今後、民間金融機関などに活用していただくために、国が技術開発費や運用する費用を助成することも普及を加速させると思っています。先ほどの御答弁の中で、一兆四千億円かな、マイナ保険証のために使われた予算がある、マイナカードとマイナ保険証ですから、トータルとしてどういうふうな切り分けられるかは分からないにせよ、国の決算行政監視委員会ですから、どのように予算を配分した方がいいかなというところ、こういう研究開発に使った方がいいかなと考えております。

ただ、どの個人情報をもどのように保管し管理するかについては、政府とは別に、国会に監視委員会を新設して、国民の代表が関与することも一案だと考えています。

なぜかというところ、なかなか、国民の機微に触れる情報、今の情報プラス生体認識の情報だったり顔認識の情報を国のデータセンターに持たせることについては、国民の政治に対する信頼ができないと難しいなと思っております。ですから、この議論というのは、今後の国会の中で進めるべき議論だと思っております。私たちが政治に対して国民の信頼を取り戻して、どうやって構築していくのかも併せて必要だなと思っております。

国のシステムは、健康保険証も公金受取口座も運転免許証も、全ての情報を一枚のカードに集約すればデジタル先進国になれるという表層的なものではありません。そして、国の施策として、ポイントでマイナンバーカード取得を誘導することにも違和感を覚えます。自信のある政策でしたら、法制化で対応すべきだと思います。

私は、先ほど御答弁のあった一兆四千億円もの予算を投じてマイナンバーカードの普及を図るよりも、世界最先端の秘匿が完璧なデータベースを構築する研究開発や、導入し普及させるための民間企業への資金的な支援、並びに、顔認証や生体認証で、何も持たずに医療を受けられるカードレス社会を実現するための研究開発や基盤整備に向けることが我が国の競争力を強化すると思っております。そのことこそが将来に備えた国の役割だと考えておまして、冒頭述べましたように、コンピュータ化、デジタル化は私たちの道具ではないと思っております。

それで、時間がそろそろ押し迫ってきましたので、最後に、医療機関の窓口で支払う医療費は、マイナ保険証を利用した際には、従来の健康保険証利用よりも若干安くなります。日本の医療制度はすばらしい制度で、健康保険証があれば、所得格差なく、国民はあまねく一定水準の医療が受け

られます。がんになっても、県立や国立のがんセンターで安心して医療を受けられます。このように整備された制度を持つ国は日本だけです。

今回、マイナ保険証の利用促進のために、公的保険に価格誘導的な制度が導入されたことに、我が国の医療制度の純びを感じ、残念です。そこには、国民にあまねく平等に医療を提供するという国民皆保険についての哲学が感じられないのです。

それで、伺いたいのは、マイナ保険証を利用した場合と従来どおりの保険証の場合の、患者さんが医療機関に支払う医療費について御答弁ください。

○日原政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘をいただきました医療情報取得加算でございませけれども、これは、質の高い医療を提供する観点から、オンライン資格確認等システムを導入した医療機関でありまして、初診及び再診時に患者の方の医療情報を適切に取得することを評価するものとして設けたものでございます。

この加算でございませけれども、これは、患者の方がマイナ保険証を利用された場合には、オンラインで患者の方の医療情報を確認できて、医療機関の事務負担が軽減すると考えられますことから、マイナ保険証を利用しない場合の初診時三点と比べまして、点数を一点というふうに低くしてございます。

このため、窓口でお支払いいただく自己負担額として見ますと、三割負担の方でありまして、マイナ保険証を利用された場合の方が六円低くなるというところでございます。

○大島分科員 若干の支払い金額の差ですけれども、国民皆保険こそが我が国の平等性を保たれている、我が国の社会を支える制度だと思っております。医療費についての値差が生じることにについては、哲学というのかな、国民皆保険を守ることとは多分違うのかなと思っております。

それで、冒頭聞いたように、今の法制度であると、国民の、マイナ保険証に変えない人が一人で

もいた場合には、マイナ保険証のデジタル化推進する制度と、もう一つの制度を持たざるを得ないのかなと思うんですけども、その点について御答弁いただけますか。

最後に、時間が来ると思うので、私はマイナンバーカードにこだわる必要はないと思っております。やはり将来的にはカードレスの社会、私もいろいろ暗証番号をA4二枚程度に全部整理してありまして、覚え切れないのが皆さんだと思う。高齢者の方になれば、カードがどこにあるのか忘れてしまっておそれだっております。だから、やはり将来的には、顔認証と生体認証で本人を特定して、何も持たないで医療を受けられることがいいかなと。

ですから、私が考えるには、最初から、マイナ保険証じゃなくて、従来の保険証があつて、国に対して顔認証データと生体認証データを預けていただければ、その後、一切保険証がなくても大丈夫ですよということ、こちらの方が誘導しながら、ある程度、五年、十年たつて、先ほど言った全く安全性のレベルが高い我が国の「データセンター」ができたなら、そのときに私たち政治に対する国民の信頼があれば、法制化して、お金を使わないでスマートに移管した方がいいのかなと私は思っています。

ですから、今皆さんが苦勞されている点についてよく分かるので、時間が来ましたので最後の答弁の方は必要ありませんので、是非今後誠実に仕事をさせていただければ助かります。

○中西主査 これにて大島敦君の質疑は終了いたしました。

以上をもちましてデジタル庁所管についての質疑は終了いたしました。

○中西主査 これより内閣所管について審査を行います。

まず、概要説明を聴取いたします。林内閣官房長官。

○林国務大臣 令和二年度における内閣所管の一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

内閣主管の歳入につきましては、歳入予算額七億二千九百八十九万円で対しまして、収納済歳入額は六億四千三百五十五万円で、八千六百三十三万円の減少となっております。

次に、内閣所管の歳出につきましては、歳出予算額千八百二十五億二千三百四十二万円で対しまして、支出済歳出額は千三百九十八億八千二百八十五万円で、四百二十六億四千五百七十七万円の差額を生じます。

この差額のうち翌年度繰越額は三百四十八億五千三百三十三万円で、不用額は七十八億二千五百五十三万円であります。

次に、令和三年度における内閣所管の一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

内閣主管の歳入につきましては、歳入予算額七億八千三百四十八万円で対しまして、収納済歳入額は二十億九千二百三十二万円で、十三億八千八百三十三万円の増加となっております。

次に、内閣所管の歳出につきましては、歳出予算額千六百七十六億六千四百九十八万円で対しまして、支出済歳出額は千四百五十五億四千七百十七万円で、二百二十一億千七百八十八万円の差額を生じます。

この差額のうち翌年度繰越額は百五十二億二千八百九十万円で、不用額は六十八億八千八百九十万円であります。

次に、令和四年度における内閣所管の一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

内閣主管の歳入につきましては、歳入予算額四億八千二百八十八万円で対しまして、収納済歳入額は二億一千三百四十八万円で、二億六千九百四十万円の減少となっております。

次に、内閣所管の歳出につきましては、歳出予算額千五百三十八億三千四百四十万円で対しまして、

支出済歳出額は千二百五十五億七千四百四十万円で、二百八十二億三千二百九十九万円の差額を生じます。

この差額のうち翌年度繰越額は二百三十七億九千百十二万円で、不用額は四十四億四千八百七十七万円であります。

以上をもちまして決算の概要説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○中西主査 次に、会計検査院の検査概要説明を聴取いたします。会計検査院佐々木第一局長。

○佐々木会計検査院当局者 まず、令和二年度内閣の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認めた事項はございません。

次に、令和三年度内閣の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認めた事項はございません。

最後に、令和四年度内閣の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認めた事項はございません。

以上をもって説明を終わります。

○中西主査 以上をもちまして内閣所管についての説明は終わりました。

○中西主査 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。櫻井周君。

○櫻井分科員 立憲民主党の櫻井周です。本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず最初に、SDGsについて官房長官にお尋ねをさせていただきます。

まず、SDGs実施方針の十三ページを見ますと、ここに、科学的エビデンスに基づくSDGsの進捗管理及び達成に向けた取組を進めていくこと、かかる取組を国際社会全体のSDGs達成に向けた取組に有機的に統合すること及び国際社会において主導権を発揮していくことを十分踏まえ